

北海道心身障害者扶養共済制度のお知らせ

この制度は、心身障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき、保護者が生存中掛金を納付することにより、保護者がお亡くなりになった場合などに障害者に終身年金を支給する任意加入の制度です。

これは、障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、障害者の将来に対し保護者の抱く不安の軽減を図ることを目的として創設されました。しかしながら、運用環境の変化に伴う運用利回りの低下や、障害者の平均寿命の伸長による年金給付期間の長期化等により財政的に非常に厳しい状況にあります。このため、厚生労働省において、心身障害者扶養保険検討委員会を設置し、検討を進めてきたところであり、『今後も制度を継続し、現行の制度の枠組みを基本としつつも、現在の経済状況を踏まえ、長期にわたって安定的に持続可能な制度へと見直すことが適当である』旨の報告書がとりまとめられました。これを受けて、平成20年4月1日をめぐり掛金引き上げ等の制度改正の準備が進められているところです。

つきましては、あらかじめ今回の国の見直し案についてお知らせいたします。なお、改正前に加入するためには、2月22日までに手続を完了する必要がありますので、加入を検討されている方はお早めに手続をすまされませうお願いいたします。

改正の内容は次のとおりです

- 1 年金額は1口あたり2万円が維持されます。
- 2 見直し後（平成20年4月1日以降）の1口あたり掛金額は次のとおりとなります。

加入時年齢	現行掛金額	改正後掛金額	(参考)平成20年4月1日以降に新たに加入者となる方の掛金額
35歳未満	3,500円	5,600円	9,300円
35歳以上～40歳未満	4,500円	6,900円	11,400円
40歳以上～45歳未満	6,000円	8,700円	14,300円
45歳以上～50歳未満	7,400円	10,600円	17,300円
50歳以上～55歳未満	8,900円	11,600円	18,800円
55歳以上～60歳未満	10,800円	12,800円	20,700円
60歳以上～65歳未満	13,300円	14,500円	23,300円

- 3 見直し後（平成20年4月1日以降）の弔慰金、脱退一時金は次のとおりとなります。

	加入期間	現行の弔慰金、脱退一時金	平成20年3月31日以前に加入されている方で見直し後の事由による弔慰金、脱退一時金	(参考)平成20年4月1日以降に新たに加入される方に係る弔慰金、脱退一時金
弔慰金	1年以上～5年未満	20,000円	30,000円	50,000円
	5年以上～20年未満	50,000円	75,000円	125,000円
	20年以上	100,000円	150,000円	250,000円
脱退一時金	5年以上～10年未満	30,000円	45,000円	75,000円
	10年以上～20年未満	50,000円	75,000円	125,000円
	20年以上	100,000円	150,000円	250,000円

制度の概要

加入できる保護者の方

障害のある方を現に扶養している保護者（父母・配偶者等）であって、次の全ての要件を満たしている方

- ・年齢が65歳未満であること。
- ・道の区域（札幌市の区域を除く）内に住所を有する者であること。
- ・特別の疾病又は障害を有しないと知事が認める者であること。

障害のある方の要件

次のいずれかに該当する障害のある方で、将来独立自活することが困難であると認められる方です。

- ・知的障害
- ・身体障害～身体障害者手帳を所持し、その障害が1級から3級までに該当する障害
- ・精神又は身体に永続的な障害を有する方で、その障害の程度が上記に掲げる者と同程度と認められる者

新規加入についてのお問い合わせ先

胆振保健福祉事務所保健福祉部 社会福祉課 ☎ 0143-24-9836

〒051-8555 室蘭市幸町9番11号 胆振合同庁舎内

国における心身障害者扶養共済制度の改正の経緯等については、下記のURLで確認できます。

独立行政法人福祉医療機構ホームページ <http://www.wam.go.jp/wam/goumu/fuyou/index.html>